

第 1 章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

1 計画策定の背景

近年、急速な少子高齢化の進行に伴って、労働力人口の減少や就労環境の変化、社会保障負担が増加するとともに、核家族化の進行による地域社会の活力低下などの社会経済情勢を背景に、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は変化しており、次代の子どもを育成するためには、子育てを社会全体で支援していくことが一層重要となっています。

国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法^{*1}」（以下「次世代法」という。）を制定し、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、次世代育成に向けた取組を進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、平成24年には、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）を含む「子ども・子育て関連3法^{*2}」を制定しました。この法律に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度となる「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）を平成27年4月から導入することとなりました。

新制度は、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、障害、疾病、虐待、貧困など社会的支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざしています。

また、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととしています。

これらの取組を計画的に推進するため、支援法では、市町村に対し「子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）の策定を義務付けています。

また、平成26年4月に「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」（以下「改正次世代法」という。）が成立したことにより次世代法が10年間延長されました。次世代法に基づく「次世代育成支援行動計画」（以下「行動計画」という。）は、「事業計画」と一体のものとして策定することが可能とされました。

本市においては、支援法の趣旨や新制度の考え方、並びに平成26年度までの行動計画に基づく取組の評価・課題を踏まえ、次世代育成支援に関する施策と子ども・子育て支援事業とを一体的・総合的に推進するため、平成27年度から5年間を一期とする「茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。



2 計画の目的

本市では、平成17年3月に、次世代法に基づき「茨木市次世代育成支援行動計画」（前期計画：平成17年度～21年度）を、また、平成22年3月には前期計画を評価の上、さらに発展的な施策を定めた「茨木市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22年度～26年度）」を策定し、基本理念『子どもの成長を見守り、豊かな夢を育むまち－茨木市』のもと、家庭と地域、企業や行政が一体となり、次世代育成支援に関する取組を進めてきました。

今後は、後期計画での取組を継承しつつ、新制度の趣旨を踏まえ、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」のための取組を推進するとともに、結婚から妊娠・出産、子育てなどの各ライフイベント^{*3}での支援をはじめ、乳幼児期から青少年期までに至る切れ目ない支援のほか、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭や要保護児童への支援、家庭と仕事の両立支援など、本市において子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

これら課題の解決に向け、本計画を策定し、子ども・子育てに関する給付・事業の計画的な確保・実施に加え、次世代育成支援施策を含む総合的な施策を一層推進します。

*1 次世代育成支援対策推進法

国の少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるために制定された法律。この法律に基づき、国・地方公共団体だけでなく、企業にも次世代育成支援のための行動計画を策定することを求めています。平成27年3月31日までの時限立法でしたが、平成37年3月31日まで10年間延長されています。この措置は、平成25年12月に労働政策審議会雇用均等分科会で取りまとめた報告書に基づくもので、次世代育成支援対策推進法を延長し、今後の10年間を更なる次の取組期間とするほか、男性の育児休業取得基準に係る中小企業の特例拡充や、女性の育児休業取得基準の見直し等、認定基準の見直しを行っています。また、現行制度とは別に、より高い水準をめざす、新たな認定制度を創設するとしています。

*2 子ども子育て関連3法

次の3法を指します。

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

*3 ライフイベント

人生の節目に起こる様々な出来事のこと。誕生、就学・就職、結婚、出産・子育てなど。



第2節 計画の性格

1 位置付け

本計画は、改正次世代法第8条で規定する「市町村行動計画」（次世代育成支援行動計画・任意策定）に位置づけられ、支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条で規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）と一体的に策定しています。

また、本計画には、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で規定する「自立促進計画」並びに、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」に関する施策を含んでいます。

■関係法律の関連条文（抜粋）

【次世代育成支援対策推進法】

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【子ども・子育て支援法】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【母子及び父子並びに寡婦福祉法】

（自立促進計画）

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

【子ども・若者育成支援推進法】

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

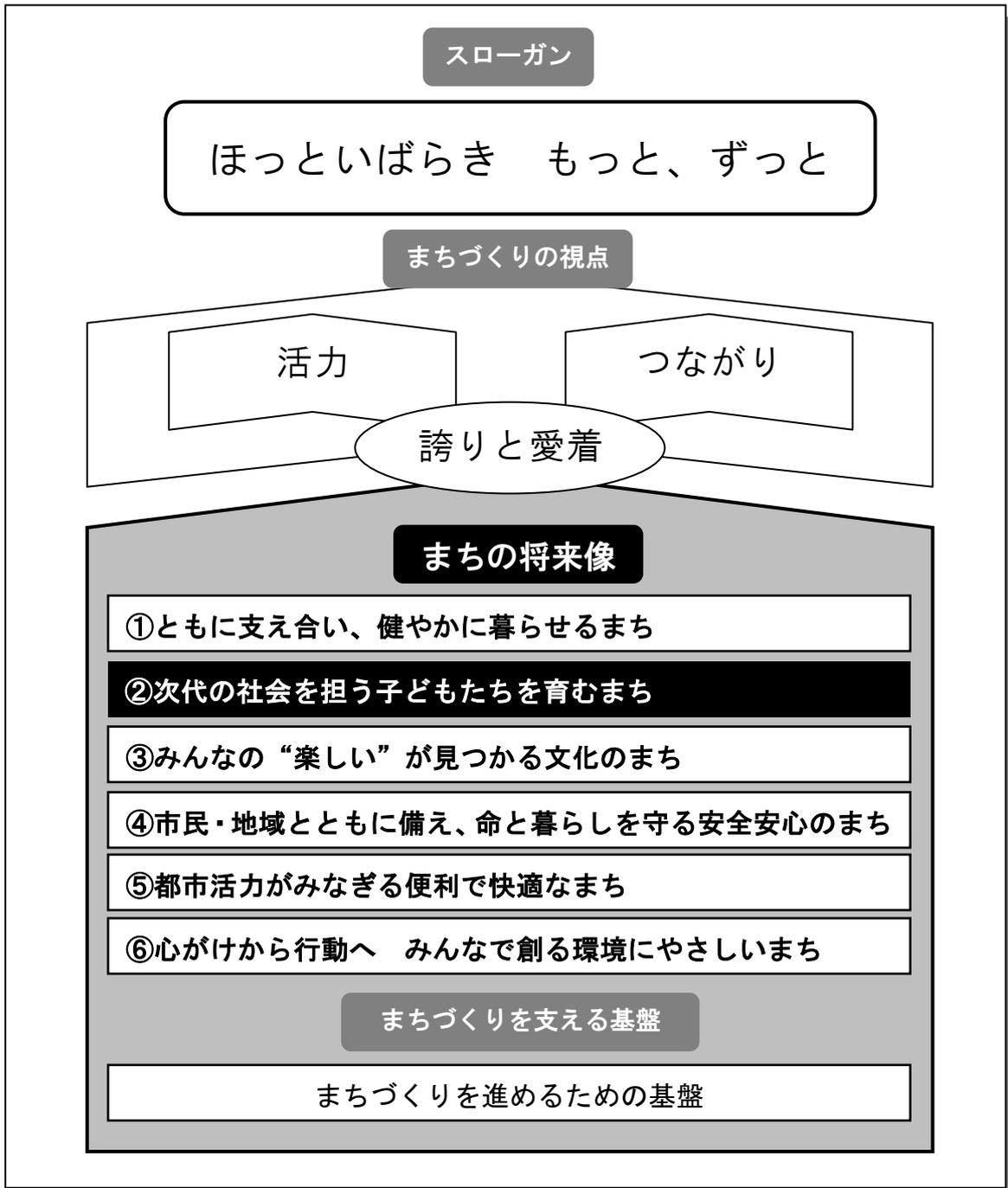


2 他計画との関係

本計画は、保健、福祉、医療、教育、労働、生活環境等、市政の各分野にわたる子育ての総合的な計画として策定するものです。

本計画は、まちづくりの総合的指針である「第5次茨木市総合計画」を上位計画とし、総合計画の基本構想でめざす6つのまちの将来像のうち、「次代の社会を担う子どもたちを育むまち」の実現のための一翼を担う分野別計画となるものです。

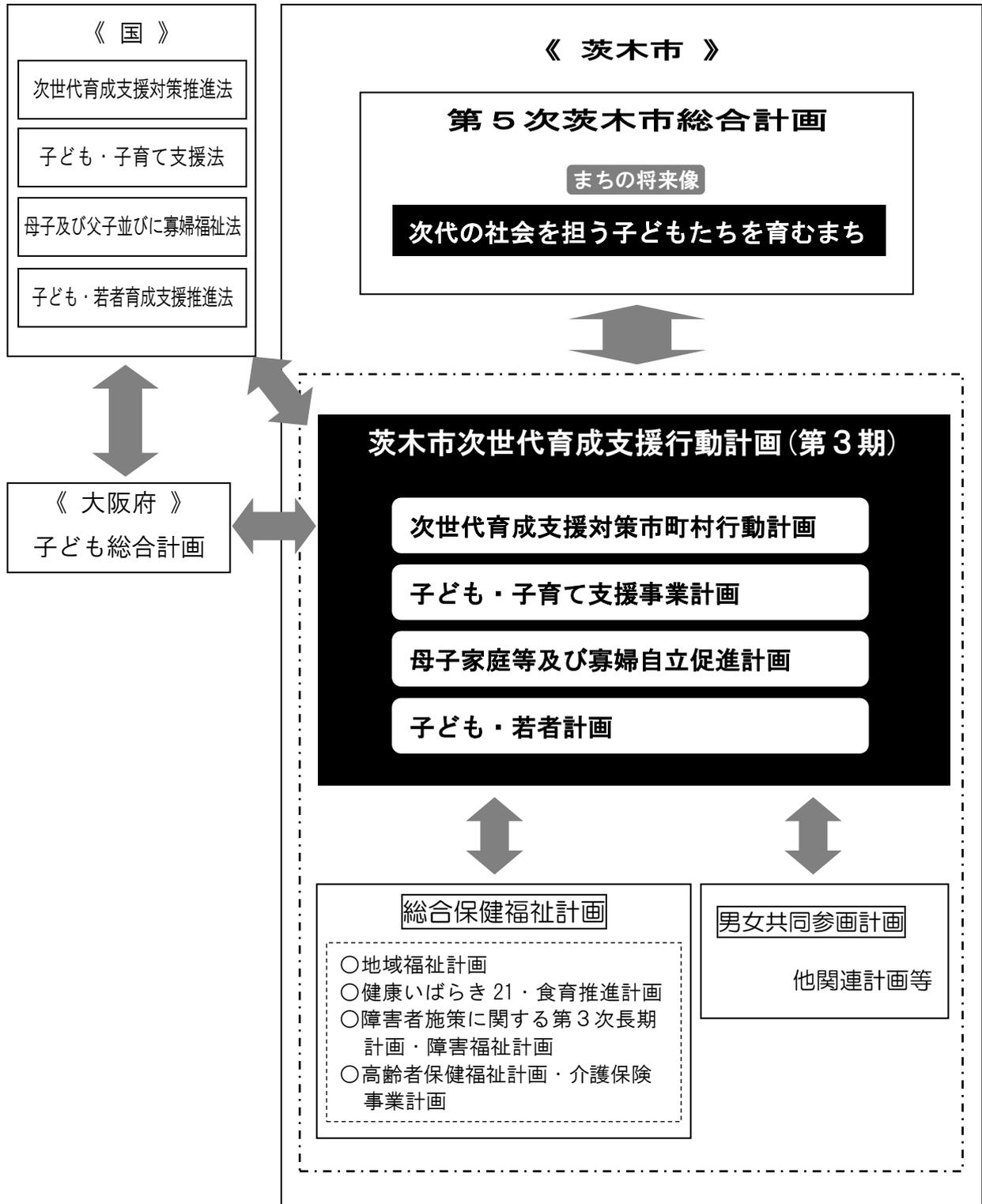
【総合計画・基本構想の概要】





また、本計画は、大阪府の「大阪府子ども総合計画」をはじめ、「茨木市総合保健福祉計画」や「茨木市男女共同参画計画」などの関連計画等と連携を図り推進していきます。

【関連計画等との関係図】





第3節 計画の期間と推進体制

1 計画の期間

本計画の計画期間は、平成27年度から31年度までとします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 計画の推進体制と進行管理

本計画の進行にあたっては、次世代育成支援施策、子ども・子育て支援事業について市民への広報・啓発に努めるとともに、「茨木市こども育成支援会議」が計画の進行管理を行います。

会議では、教育・保育施設をはじめ、特定地域型保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの確保状況のほか、次世代育成支援に関する施策（事業）の進行状況の把握と検証・評価を行い、計画推進における課題の分析、取組方策を協議します。

また、協議内容等については、市民への情報提供に努めます。

